

試験問題

会社名: _____

役職: _____

氏名: _____

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

1. 「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

○

2. 一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業並びに一般乗用旅客自動車運送事業で、特定旅客自動車運送事業は含まれない。

○

3. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

○

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め、届け出なければならないが、運送の申込者との特約がある場合は、届け出していない運賃を收受することもできる。

×

5. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であるときは、許可を行うことはできない。

○

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、公示された標準運送約款と同一の運送約款を適用する場合は、認可を受けなくても良い。

○

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の引受けを拒絶してはならない。

×

8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更にあたっては、事業計画変更事前届出書を提出しなければならない。

○

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

○

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を200両以上保有する場合に限り、安全管理規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。	×
11. 安全統括管理者は事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であり、かつ、要件を備える者のうちから選任しなければならない。	○
12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	○
13. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。	○
14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。	○
15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。	○
16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。	○
17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を届け出なければならない。	○
18. 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は一般貸切旅客自動車運送事業者から負担金を徴収することができるが、一般貸切旅客自動車運送事業者は負担金の納付に応じないこともできる。	×
19. 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の外側には、使用者の氏名、名称又は記号のほか、営業区域を表示しなければならない。	×
20. 旅客自動車運送事業運輸規則の目的は、旅客自動車運送事業の合理的な経営を確保することにより、輸送の安全及び旅客の安定化を図ることである。	×

21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、申込者に対し、運送引受書を交付しなければならない。	○
22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、いかなる動物も旅客の現在する事業用自動車 で運搬してはならない。	×
23. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。	○
24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面により点呼を行わなければならないが、乗務を終了した運転者に対しては電話による点呼でも良いこととされている。	×
25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備えていればよく、点呼の際に、気付かず故障したアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無について確認を行ったとしてもやむを得ない。	×
26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、業務記録を事業用自動車ごとに記録させ、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。	×
27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、電磁的記録を2年間保存しなければならない。	×
28. 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を実施するか若しくは事業用自動車の運転者に携行させなければならない。	×
29. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。ただし、貸切バス事業にあつては観光需要のピーク・オフピークがあることから、日々雇い入れられる者であってもかまわない。	×
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、65才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○
31. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○

<p>32. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員のサービスについての規律を定めなければならない。</p>	○
<p>33. 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、運行管理者の業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。</p>	○
<p>34. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、旅客の運送を申し込む者は、口頭で申し込みをすることができると規定している。</p>	×
<p>35. 事業報告書は、毎事業年度の経過後100日以内に報告すればよい。</p>	○
<p>36. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数は1週間につき3回以内が目安である。</p>	×
<p>37. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、貸切バスの利用者に対して、安全運行の確保のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的の一つとしている。</p>	○
<p>38. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)について、遅滞なく、国土交通大臣に報告しなければならない。</p>	○
<p>39. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなる事案が発生した場合、当該事案のあった日から30日以内に、自動車事故報告書を提出しなければならない。</p>	○
<p>40. 自動車運送事業の用に供する自動車は6か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。</p>	×